

<保護者用> 登園の目安は全身状態が良好であることが基準となります。

| | | |
|---------|--|---------|
| 登園届 | | |
| 保育所施設長殿 | | |
| 入所児童氏名 | | |
| 病名「 | 」 | |
| 年 月 | 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。 | |
| 年 月 日 | | |
| 医療機関名 | | |
| 保護者名 | | 印またはサイン |

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園届の提出をお願いします。

保育所入所児がよくかかる感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態にか回復してから登園するようご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園の目安 |
|-------------|--|------------------------------------|
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） | 発疹の出現の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に1か月程度 ウイルスを排出しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること |
| R S ウィルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| ウィルス性肝炎 | | 病状により、医師において感染の恐れがない と認められるまで |
| 頭ジラミ | | 病状により、医師において感染の恐れがない と認められるまで |
| 伝染性軟属腫（水いぼ） | | 病状により、医師において感染の恐れがない と認められるまで |
| 伝染性膿痂疹（とびひ） | | 病状により、医師において感染の恐れがない と認められるまで |
| 突発性発疹 | | 解熱し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水泡を形成している間 | 全ての発しんが痂痂化してから |